

厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）
（分担）研究報告書

県がん対策へのがん登録情報の利用に関する研究

研究分担者 松坂 方士 弘前大学医学部附属病院医療情報部 准教授

研究要旨

青森県の「がん医療への動線を明らかにする「青森県の取り組み」は、がん登録推進法の不備により、個人情報保護の観点から遂行できなかった。がん登録情報をがん対策に利用するためには、同法の改正が必要である。

A. 研究目的

青森県では、がん対策推進協議会上で、「がん診療の動線を患者目線で調査して診療機能を評価し、がん対策推進計画に反映させてはどうか」という意見があった。がん患者の動線を明らかにするためには、治療実施日が登録されている院内がん登録情報を利用する必要がある。

本研究では、青森県での院内がん登録情報の利用などの取り組みを通して、がん登録情報をがん対策に利用する際の課題を検討する。

B. 研究方法

青森県がん対策推進協議会での上記の発言後、青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課の担当職員と、研究分担者（全国がん登録青森県がん登録事業受託者、青森県がん診療連携協議会がん登録部会長）ががん医療への動線を明らかにすることからがん対策を立案する取り組みに対する協議を開始した。本研究ではその際に明らかになったがん登録情報の利用や個人情報保護との関連を記録した。

C. 研究結果

（1）利用するがん登録情報

がん登録推進協議会での発言は特に診断から治療開始までの期間の短縮を念頭に置いたものであったため、治療開始日が登録されている院内がん登録情報の利用が必要であると考えられた。

（2）情報利用の主体

この取り組みは県事業として実施されるため、情報利用の主体は県（と事業委託先である弘前大学）である。

（3）医療機関からのデータ提供

がん登録推進法（個人情報保護法の特別法）には院内がん登録の推進について記載されているがデータ利用については何も記載されていない。そのため、一般法（個人情報保護法）を適用すると、院内がん

登録情報は本人同意を得ずに取得した要配慮個人情報であり、院外への提供は不可能である。

D. 考察

全ての患者から同意を得ない限り、医療機関は院内がん登録情報を県に提供することは不可能であり、この取り組みは実施不可能であることが明らかになった。

がん登録情報はがん対策の立案に不可欠であり、その取得と利用のために特にがん登録推進法が必要であった。しかし、今回の検討のように院内がん登録情報は利用が困難であることが分かった。

E. 結論

院内がん登録情報をがん対策の立案等に利用できないことは明らかに法の不備であると考えられた。

がん登録推進法は近く附則4条に基づいた見直しが行われると考えられるため、この機にデータ利用に関する不備を修正する必要がある。

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし